

資料3 未定稿

平成26年10月14日（火）

第3回佐倉市子育て支援推進委員会

利 用 者 負 担 に つ い て

～ 目 次 ～

■子ども・子育て支援新制度における利用者負担(保育料設定)について(案) ……	P1～2
■用語解説 ……	P3～4
■教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担の国基準(イメージ) ……	P5
■保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担の国基準(イメージ) ……	P6
■保育認定を受けた子ども(満3歳未満)の利用者負担の国基準(イメージ) ……	P7
■1号認定の保育料(案) ……	P8
■2号、及び3号の保育料金案(保育標準時間) ……	P9
■各階層における推定年収に係る保育料(2号、及び3号認定 標準時間) ……	P10
■2号、及び3号の保育料金案(保育短時間) ……	P11

子ども・子育て支援新制度における利用者負担(保育料設定)について(案)

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業等を通じた給付(施設型給付、地域型保育給付)が創設されます。

これに伴い、市では、教育標準時間認定を受けた子ども(1号認定)、満3歳以上で保育認定を受けた子ども(2号認定)、満3歳未満で保育認定を受けた子ども(3号認定)ごとに利用者負担(保育料)を設定する必要があります。

I. 基本的な考え方

(1) 設定区分

・国基準では、1号認定(教育認定)、2号認定(3歳以上保育認定)、3号認定(3歳未満保育認定)ごとに利用者負担(保育料)を設定する必要があります。

(2) 利用者負担の限度額

・利用者負担(保育料)については、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の規定により、政令(内閣府令)で定める額を限度として、設定しなければならない。

(3) 応能負担の原則

・利用者負担の設定に当たっては、子ども・子育て支援法により、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとなっており、利用者の所得に応じた応能負担を原則として、保育料を設定する。

(4) 階層区分の決定

・利用者の階層区分を決定するに当たっては、市民税を基本として行うものとされている(現行の保育園保育料は所得税によるものとなっている。)

・市民税の賦課決定時期が6月であることから、年度途中の9月に保育料が切り替わることとなる。

(5) 保育時間別保育料

・保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)ごとの保育料設定とする。

・保育短時間については、国基準に基づき保育標準時間の1.7%減を基本に設定する。

(6) 適用範囲

・国基準では施設型給付、地域型保育事業のいかににかかわらず、認定区分ごとの同一保育料とする。ただし、地域型保育事業の給食の食事提供については、5年間経過措置があるため、給食の提供を実施しない場合については、一定の減額を行う。

(7) 多子世帯の負担軽減

・子どもが複数いる場合、第1子は定められた保育料額、第2子は定められた保育料額の半額、第3子以降は無料とする。
ただし、子どもを数える場合、1号認定(幼稚園)は小学校3年生以下の子ども、2号・3号認定(保育園)は就学前の子どもが対象となる。

(8) 経過措置

・今後の国の動向や社会経済状況などを踏まえ、必要に応じ経過措置を検討する。

Ⅱ.1号認定の保育料

- ・私立幼稚園については、現在は各幼稚園が保育料を設定しています。
- ・保護者の負担軽減を図るため所得に応じて就園奨励費補助金が支給されています。
- ・新制度では、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の規定により、政令(内閣府令)で定める額(国基準)を踏まえ、市が新たに1号認定の料金表を作成します。
- ・現在示されている国基準を基に、現行の就園奨励費を含めた利用者の実負担額などを勘案し、保育料金を検討します。
- ・新制度に移行した幼稚園を利用する場合は、就園奨励費の対象にはなりません。

Ⅲ.2号・3号認定の保育料

- ・現行の保育園の保育料は、佐倉市保育の実施に要する費用の徴収に関する条例により保育料が設定されており、公立・私立ともに同一の料金体系となっています。
- ・新制度における2号・3号認定(保育園)の保育料は、現行の条例を基本に改正案を作成します。
- ・国基準では、3歳未満児と3歳以上児の2区分とされているが、現行どおり、3歳未満児、3歳児、4歳以上児の3区分とします。
- ・現行の料金体系を踏まえつつ、所得の低い階層を中心に負担の軽減を図るべく検討します。
- ・併せて、応能負担の観点から一定所得以上は同一保育料となっている現在の料金体系を見直し、階層を増やすとともに最高限度額の見直しを図ります。

Ⅳ.延長保育料

- ・保育標準時間は、保育時間が7時～18時までの11時間保育となるため、現行と変更はなく18時～20時までが延長保育時間となります。
- ・保育短時間については、9時～17時までが保育時間となるため、7時～9時及び17時～20時までが延長保育時間となります。
- ・延長保育料単価は、現行と変更なく月額500円/30分とします。

用語解説

1. 支給認定

新制度では、施設など(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用を希望する保護者は、利用のための認定が必要となります。認定は、下記の3つの区分があります。市町村が認定し、認定証を交付します。

① 1号認定 教育標準時間認定

満3歳以上のこどもについて、幼稚園等での教育を希望する場合。

幼稚園等に直接利用を申し込んでいただきます。後日、幼稚園経由で市町村から認定証が交付されますので、幼稚園等と契約していただきます。

② 2号認定 満3歳以上児の保育認定

満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合。

市町村に「保育の必要性」の認定を申請します(申請の際は、入園申し込みも同時に行えます。)。後日、市町村から認定証が交付されます。利用施設は、申請者の希望、保育所等の空き状況などにより市町村が利用調整を行います。

③ 3号認定 満3歳未満児の保育認定

満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合。

申請手続等は、2号認定と同様の手続となります。

2. 保育の必要性の認定

保育所等での保育を希望される場合の認定(2号認定、3号認定)には、下記の3点が考慮されます。

①「保育を必要とする事由」

次のいずれかの事由に該当することが必要です。

- ・就労
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護
- ・災害復旧
- ・求職活動(起業準備を含む)
- ・就学
- ・虐待やDVの恐れがあること
- ・育児休業中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

用語解説

②「保育の必要量」

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

- ・「保育標準時間」… フルタイム就労を想定した保育所利用時間で、11時間です。
- ・「保育短時間」… パートタイム就労を想定した保育所利用時間で、8時間です。保育料も標準時間より1.7%程度減となります。

③「優先利用」に係る事由の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、こどもに障害がある場合など、保育の優先的な利用が必要と判断される事由について、考慮します。
佐倉市では、現在の運用を基本に、優先利用に該当する事由の追加、拡充を検討しています。

3. 所得税

国が徴収する税金です。前年1月から12月までの収入について確定申告などで納付するものです。所得税の計算の際は、所得から配偶者控除、社会保険料控除などを差し引いたのち、所得階層に応じた税率が適用されます。

現行制度の保育料は、所得税の額に応じて保育料を算定します。

なお、配偶者控除、扶養控除の額は38万円です。

4. 市民税

市が徴収する税金です。前年1月から12月までの収入について翌年6月から市などの納税通知書により納付するものです。所得から計算する所得割と、一定以上の所得があると適用される均等割を合計したものが市民税です。

市民税所得割の計算の際は、所得から配偶者控除、社会保険料控除などを差し引いたのち、所得階層に関係なく一律の税率が適用されます。

新制度における保育料算定の際は、所得割の額に応じて保育料を算定します。

なお、配偶者控除、扶養控除の額は33万円です。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担の国基準(イメージ)

現行の利用者負担

階層区分	現行の保育料
第Ⅰ階層 生活保護世帯	0円
第Ⅱ階層 市民税・市民税所得割非課税世帯	9,100円
第Ⅲ階層 市民税所得割額 77,100円以下の世帯	16,100円
第Ⅳ階層 市民税所得割額 211,200円以下の世帯	20,500円
第Ⅴ階層 市民税所得割額 211,201円以上の世帯	25,700円



新制度の利用者負担のイメージ

階層区分	利用者負担		
	第1子	第2子	第3子
第Ⅰ階層 生活保護世帯	0円		
第Ⅱ階層 市民税・市民税所得割非課税世帯	9,100円	4,550円	0円
第Ⅲ階層 市民税所得割額 77,100円以下の世帯	16,100円	8,050円	0円
第Ⅳ階層 市民税所得割額 211,200円以下の世帯	20,500円	10,250円	0円
第Ⅴ階層 市民税所得割額 211,201円以上の世帯	25,700円	12,850円	0円

(注)「現行の保育料」とは

実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費の補助単価を差し引いたもの。

(注)利用者負担の区分について

幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。

保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担の国基準(イメージ)

現行の利用者負担

階層区分	現行の保育料
第1階層 生活保護世帯	0円
第2階層 市民税非課税世帯	6,000円
第3階層 市民税所得割非課税世帯	16,500円
第4階層 所得税額 40,000円未満の世帯	27,000円
第5階層 所得税額 103,000円未満の世帯	41,500円
第6階層 所得税額 413,000円未満の世帯	58,000円
第7階層 所得税額 734,000円未満の世帯	77,000円
第8階層 所得税額 734,000円以上の世帯	101,000円



新制度の利用者負担イメージ

階層区分	年収の目安	利用者負担	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層 生活保護世帯	—	0円	0円
第2階層 市民税非課税世帯	~260万円	6,000円	6,000円
第3階層 市民税所得割非課税世帯	~330万円	16,500円	16,300円
第4階層 市民税所得割額 97,000円未満の世帯	~470万円	27,000円	26,600円
第5階層 市民税所得割額 169,000円未満の世帯	~640万円	41,500円	40,900円
第6階層 市民税所得割額 301,000円未満の世帯	~930万円	58,000円	57,100円
第7階層 市民税所得割額 397,000円未満の世帯	~1,130万円	77,000円	75,800円
第8階層 市民税所得割額 397,000円以上の世帯	1,130万円~	101,000円	99,400円

(注1)「推定年収」とは

夫婦(共働き)と子ども2人世帯のおおまかな目安(年少扶養控)

保育認定を受けた子ども(満3歳未満)の利用者負担の国基準(イメージ)

現行の利用者負担

階層区分	現行の保育料
第1階層 生活保護世帯	0円
第2階層 市民税非課税世帯	9,000円
第3階層 市民税所得割非課税世帯	19,500円
第4階層 所得税額 40,000円未満の世帯	30,000円
第5階層 所得税額 103,000円未満の世帯	44,500円
第6階層 所得税額 413,000円未満の世帯	61,000円
第7階層 所得税額 734,000円未満の世帯	80,000円
第8階層 所得税額 734,000円以上の世帯	104,000円



新制度の利用者負担イメージ

階層区分	年収の目安	利用者負担	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層 生活保護世帯	—	0円	0円
第2階層 市民税非課税世帯	~260万円	9,000円	9,000円
第3階層 市民税所得割非課税世帯	~330万円	19,500円	19,300円
第4階層 市民税所得割額 97,000円未満の世帯	~470万円	30,000円	29,600円
第5階層 市民税所得割額 169,000円未満の世帯	~640万円	44,500円	43,900円
第6階層 市民税所得割額 301,000円未満の世帯	~930万円	61,000円	60,100円
第7階層 市民税所得割額 397,000円未満の世帯	~1,130万円	80,000円	78,800円
第8階層 市民税所得割額 397,000円以上の世帯	1,130万円~	104,000円	102,400円

夫婦(共働き)と子ども2人世帯のおおまかな目安(年少扶養控)

1号認定の保育料金(案)

新制度の利用者負担のイメージ(国基準)

階層区分	利用者負担		
	第1子	第2子	第3子
第Ⅰ階層 生活保護世帯	0円		
第Ⅱ階層 市民税・市民税所得割非課税世帯	9,100円	4,550円	0円
第Ⅲ階層 市民税所得割額 77,100円以下の世帯	16,100円	8,050円	0円
第Ⅳ階層 市民税所得割額 211,200円以上の世帯	20,500円	10,250円	0円
第Ⅴ階層 市民税所得割額 211,201円以上の世帯	25,700円	12,850円	0円

新制度の利用者負担のイメージ(佐倉市)

階層区分	年収の目安	利用者負担		
		第1子	第2子	第3子
第Ⅰ階層 生活保護世帯	—	0円		
第Ⅱ階層 市民税・市民税所得割非課税世帯	～210万円	1,900円	950円	0円
第Ⅲ階層 市民税所得割額 38,600円以下の世帯	～310万円	4,900円	2,450円	0円
第Ⅳ階層 市民税所得割額 77,100円以下の世帯	～410万円	6,500円	3,250円	0円
第Ⅴ階層 市民税所得割額 144,200円以下の世帯	～570万円	10,300円	5,150円	0円
第Ⅵ階層 市民税所得割額 211,200円以下の世帯	～740万円	12,300円	6,150円	0円
第Ⅶ階層 市民税所得割額 278,300円以下の世帯	～860万円	18,000円	9,000円	0円
第Ⅷ階層 市民税所得割額 278,301円以上の世帯	860万円～	20,600円	10,300円	0円

(注1)「年収の目安」とは

夫婦と子ども2人世帯のおおまかな目安

(注2)利用者負担の区分について

幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。

◎2号、及び3号の保育料金案（保育標準時間）

下記、厚労省試算モデル(26.7/31)を基に作成

①夫婦、子ども2人

②社会保険料控除は、年収の1割程度を想定

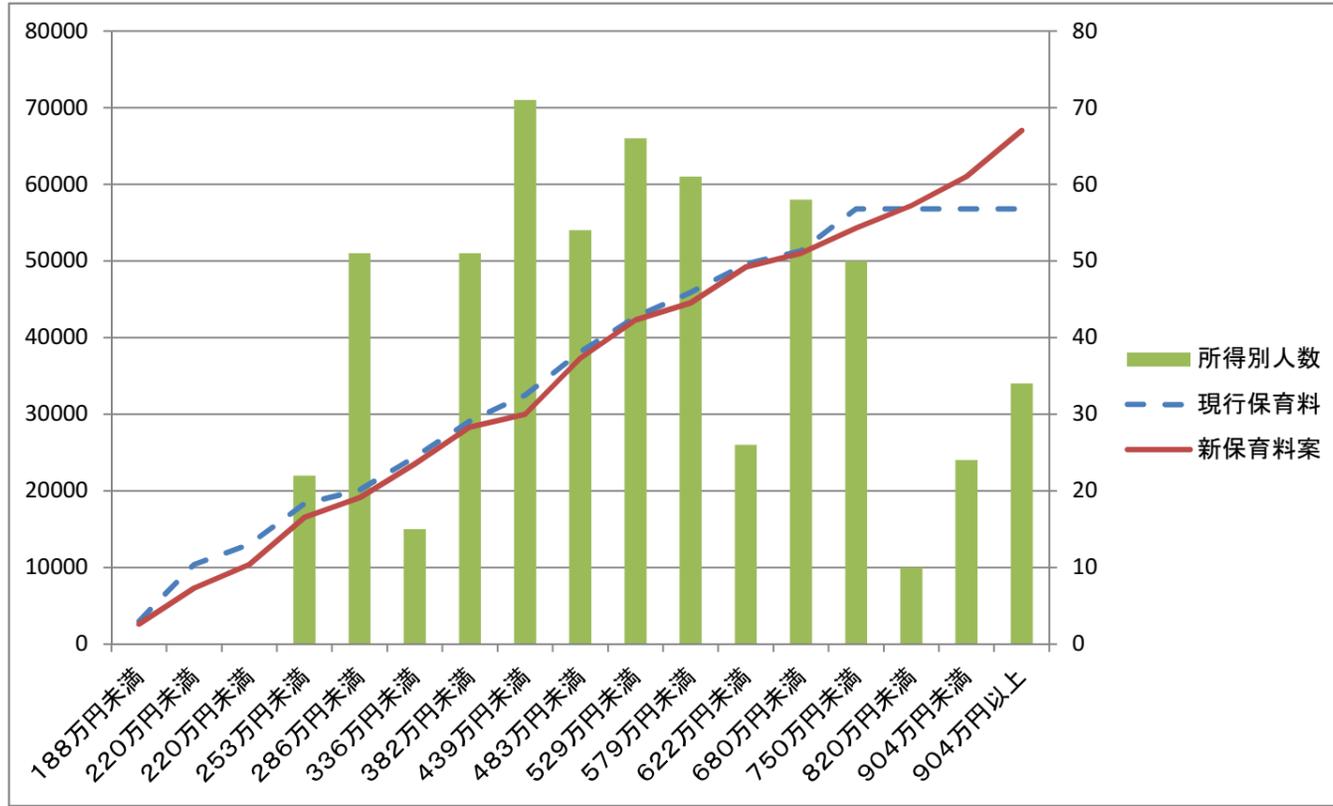
③配偶者控除、配偶者特別控除はなし。 ※年少扶養控除は適用

標準時間

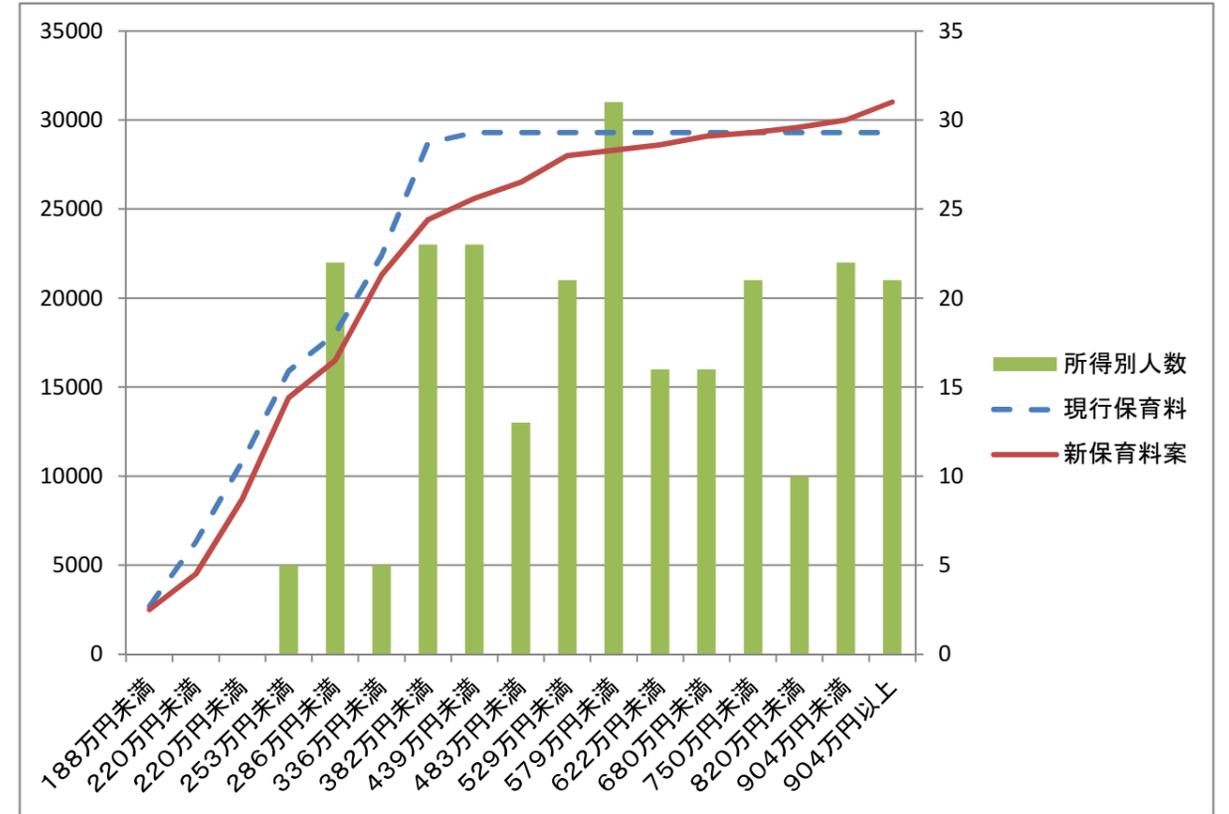
現行階層 (所得税)		年収の目安		新階層案 (市民税所得割額)			3歳未満児			3歳児			4歳以上児			
							①新保育料案	②現行保育料	増減 (①-②)	③新保育料案	④現行保育料	増減 (③-④)	⑤新保育料案	⑥現行保育料	増減 (⑤-⑥)	
A	生活保護世帯		-		生活保護世帯			0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	所得割、均等割ともに非課税世帯のうち、在宅障害者のいる世帯及びひとり親世帯		188万円未満		所得割、均等割ともに非課税世帯のうち、在宅障害者のいる世帯及びひとり親世帯			0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	非課税		188万円未満		所得割、均等割とも非課税世帯			2,600	3,000	▲ 400	2,500	2,700	▲ 200	2,500	2,700	▲ 200
C1	所得割非課税世帯のうち、在宅障害者のいる世帯及びひとり親世帯		188万円以上 220万円未満		所得割非課税世帯のうち、在宅障害者のいる世帯及びひとり親世帯			7,300	10,400	▲ 3,100	4,500	6,300	▲ 1,800	4,500	6,300	▲ 1,800
C2	均等割課税		188万円以上 220万円未満		所得割非課税世帯			10,400	13,000	▲ 2,600	8,700	10,800	▲ 2,100	8,700	10,800	▲ 2,100
D1	10,000円未満		220万円以上 253万円未満		100円以上 22,000円未満			16,500	18,300	▲ 1,800	14,400	15,900	▲ 1,500	14,400	15,900	▲ 1,500
D2	10,000円以上 20,000円未満		253万円以上 286万円未満		22,000円以上 48,600円未満			19,100	20,100	▲ 1,000	16,500	18,000	▲ 1,500	16,500	18,000	▲ 1,500
D3	20,000円以上 35,000円未満		286万円以上 336万円未満		48,600円以上 56,000円未満			23,500	24,400	▲ 900	21,300	22,400	▲ 1,100	20,200	22,400	▲ 2,200
D4	35,000円以上 50,000円未満		336万円以上 382万円未満		56,000円以上 72,000円未満			28,300	29,100	▲ 800	24,400	28,700	▲ 4,300	22,300	24,700	▲ 2,400
D5	50,000円以上 70,000円未満		382万円以上 439万円未満		72,000円以上 97,000円未満			30,000	32,500	▲ 2,500	25,600	29,300	▲ 3,700	22,900	24,700	▲ 1,800
D6	70,000円以上 85,000円未満		439万円以上 483万円未満		97,000円以上 112,000円未満			37,300	38,100	▲ 800	26,500	29,300	▲ 2,800	23,100	24,700	▲ 1,600
D7	85,000円以上 105,000円未満		483万円以上 529万円未満		112,000円以上 138,000円未満			42,300	42,700	▲ 400	28,000	29,300	▲ 1,300	23,600	24,700	▲ 1,100
D8	10,5000円以上 140,000円未満		529万円以上 579万円未満		138,000円以上 169,000円未満			44,500	45,900	▲ 1,400	28,300	29,300	▲ 1,000	23,900	24,700	▲ 800
D9	140,000円以上 170,000円未満		579万円以上 622万円未満		169,000円以上 180,000円未満			49,200	49,600	▲ 400	28,600	29,300	▲ 700	24,100	24,700	▲ 600
D10	現行	170,000円以上 305,000円未満	現行	622万円以上 750万円未満	182,000円以上 228,000円未満				51,300			29,300		24,700		
	新	170,000円以上 213,000円未満	新	622万円以上 680万円未満	180,000円以上 210,000円未満			51,000		▲ 300	29,100		▲ 200	24,600		▲ 100
D11	現行	305,000円以上	現行	750万円以上	228,000円以上				56,800			29,300		24,700		
	新	213,000円以上 305,000円未満	新	680万円以上 750万円未満	210,000円以上 245,000円未満			54,300		3,000	29,300		0	24,700		0
D12	追加する階層		750万円以上 820万円未満		245,000円以上 260,000円未満			57,200		400	29,600		300	25,100		400
D13	追加する階層		820万円以上 904万円未満		260,000円以上 301,000円未満			61,000		4,200	30,000		700	26,000		1,300
D14	追加する階層		904万円以上		301,000円以上			63,500		6,700	30,500		1,200	26,500		1,800

各階層における推定年収に係る保育料（2号、及び3号認定 標準時間）

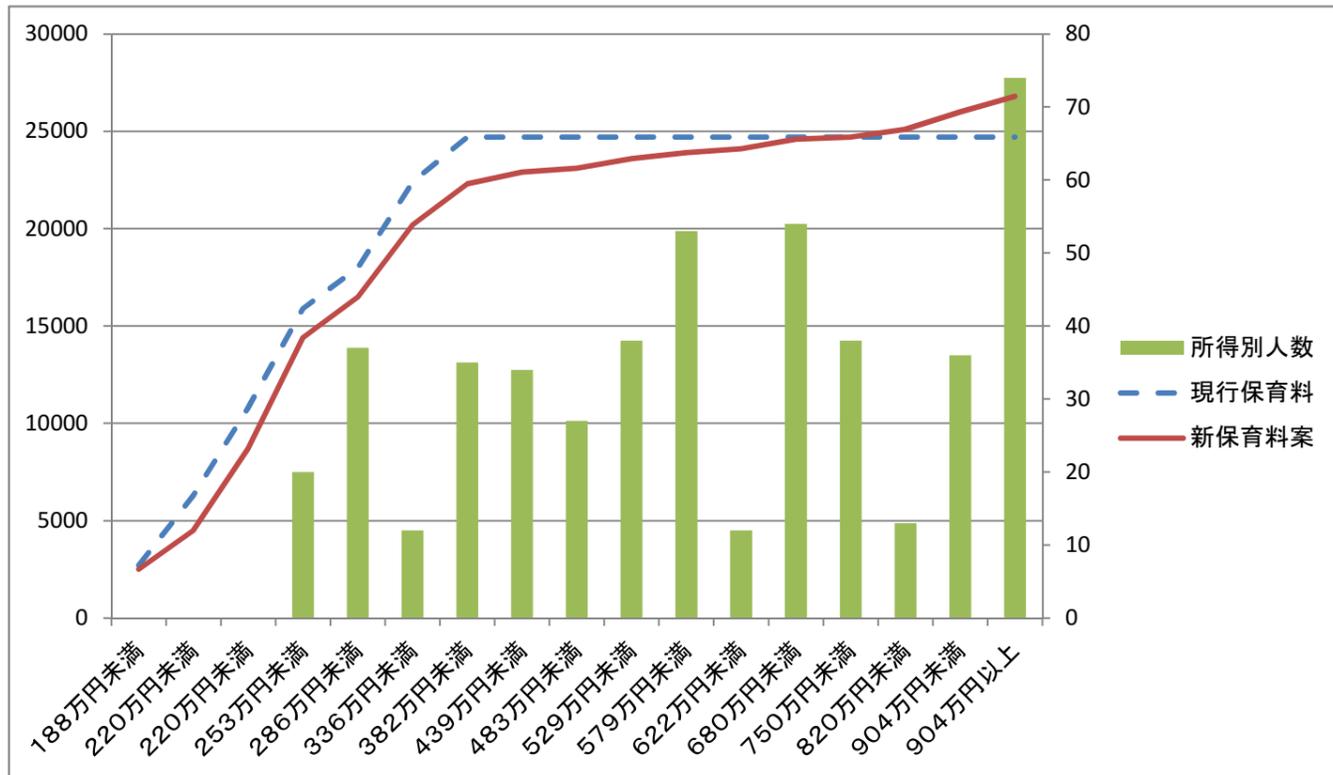
【3歳未満児】



【3歳児】



【4歳以上児】



◎2号、及び3号の保育料金案（保育短時間）

下記、厚労省試算モデル(26.7/31)を基に検討

①夫婦、子ども2人

②社会保険料控除は、年収の1割程度を想定

③配偶者控除、配偶者特別控除はなし。 ※年少扶養控除は適用

短時間

現行階層 (所得税)		年収の目安		新階層案 (市民税所得割額)			3歳未満児			3歳児			4歳以上児		
							①新保育料案	②現行保育料	増減 (①-②)	③新保育料案	④現行保育料	増減 (③-④)	⑤新保育料案	⑥現行保育料	増減 (⑤-⑥)
A	生活保護世帯	-		生活保護世帯			0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	所得割、均等割ともに非課税世帯のうち、在宅障害者のいる世帯及びひとり親世帯	188万円未満		所得割、均等割ともに非課税世帯のうち、在宅障害者のいる世帯及びひとり親世帯			0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	非課税	188万円未満		所得割、均等割とも非課税世帯			2,500	3,000	▲ 500	2,400	2,700	▲ 300	2,400	2,700	▲ 300
C1	所得割非課税世帯のうち、在宅障害者のいる世帯及びひとり親世帯	188万円以上 220万円未満		所得割非課税世帯のうち、在宅障害者のいる世帯及びひとり親世帯			7,200	10,400	▲ 3,200	4,400	6,300	▲ 1,900	4,400	6,300	▲ 1,900
C2	均等割課税	188万円以上 220万円未満		所得割非課税世帯			10,300	13,000	▲ 2,700	8,600	10,800	▲ 2,200	8,600	10,800	▲ 2,200
D1	10,000円未満	220万円以上 253万円未満		100円以上 22,000円未満			16,300	18,300	▲ 2,000	14,200	15,900	▲ 1,700	14,200	15,900	▲ 1,700
D2	10,000円以上 20,000円未満	253万円以上 286万円未満		22,000円以上 48,600円未満			18,800	20,100	▲ 1,300	16,300	18,000	▲ 1,700	16,300	18,000	▲ 1,700
D3	20,000円以上 35,000円未満	286万円以上 336万円未満		48,600円以上 56,000円未満			23,200	24,400	▲ 1,200	21,000	22,400	▲ 1,400	19,900	22,400	▲ 2,500
D4	35,000円以上 50,000円未満	336万円以上 382万円未満		56,000円以上 72,000円未満			27,900	29,100	▲ 1,200	24,000	28,700	▲ 4,700	22,000	24,700	▲ 2,700
D5	50,000円以上 70,000円未満	382万円以上 439万円未満		72,000円以上 97,000円未満			29,500	32,500	▲ 3,000	25,200	29,300	▲ 4,100	22,600	24,700	▲ 2,100
D6	70,000円以上 85,000円未満	439万円以上 483万円未満		97,000円以上 112,000円未満			36,700	38,100	▲ 1,400	26,100	29,300	▲ 3,200	22,800	24,700	▲ 1,900
D7	85,000円以上 105,000円未満	483万円以上 529万円未満		112,000円以上 138,000円未満			41,600	42,700	▲ 1,100	27,600	29,300	▲ 1,700	23,200	24,700	▲ 1,500
D8	10,5000円以上 140,000円未満	529万円以上 579万円未満		138,000円以上 169,000円未満			43,800	45,900	▲ 2,100	27,900	29,300	▲ 1,400	23,500	24,700	▲ 1,200
D9	140,000円以上 170,000円未満	579万円以上 622万円未満		169,000円以上 180,000円未満			48,400	49,600	▲ 1,200	28,200	29,300	▲ 1,100	23,700	24,700	▲ 1,000
D10	現行	170,000円以上 305,000円未満	現行	622万円以上 750万円未満	182,000円以上 228,000円未満				51,300		29,300			24,700	
	新	170,000円以上 213,000円未満	新	622万円以上 680万円未満	180,000円以上 210,000円未満			50,200		▲ 1,100	28,700		▲ 600	24,200	▲ 500
D11	現行	305,000円以上	現行	750万円以上	228,000円以上				56,800		29,300			24,700	
	新	213,000円以上 305,000円未満	新	680万円以上 750万円未満	210,000円以上 245,000円未満			53,400		2,100	28,900		▲ 400	24,300	▲ 400
D12	追加する階層	750万円以上 820万円未満		245,000円以上 260,000円未満			56,300		▲ 500	29,100		▲ 200	24,700	0	
D13	追加する階層	820万円以上 904万円未満		260,000円以上 301,000円未満			60,000		3,200	29,500		200	25,600	900	
D14	追加する階層	904万円以上		301,000円以上			62,500		5,700	30,000		700	26,100	1,400	